



Title	沢地水田集落の農業構造と土地利用
Author(s)	松木, 靖
Citation	北海道大学農経論叢, 46, 119-136
Issue Date	1990-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/11041
Type	bulletin (article)
File Information	46_p119-136.pdf



[Instructions for use](#)

沢地水田集落の農業構造と土地利用

松 木 靖

目 次

1. はじめに	119
2. 沢地水田地帯の水利構造と土地利用—厚真町 T 集落—	120
1) 厚真町農業の概況と T 集落の特徴	120
2) 農家層の分解と土地利用の分化	123
3) 水利条件と団地的土地利用	125
3. 戦後開拓沢地の営農集団活動と土地利用—北竜町 I 営農集団—	129
1) 北竜町農業の概況と I 集落農業の特徴	129
2) I 集団構成農家の土地利用分化	131
3) 水利・圃場区画と転作利用	132
4. 沢地の耕地条件と土地利用の方向	135

1. はじめに

本稿の課題は、沢地水田集落の農業構造の特質と土地利用の展開方向を検討することである。

沢地農業は地形的には大中河川あるいは海岸に流れ込む中小河川にそって「櫛の歯状」に展開し、「沢と沢の間には丘陵があり、それぞれの間では交流がほとんどなく」「農地を巡る需給関係もオープンではなく、局地集中的にな」という特質が指摘されている¹⁾。こうした地形構造による特質は、そこでの土地利用の再編を展望する際に、経営展開の基礎条件の一つである集落構造の違いとして平坦部農業地帯と大きな差をもたらすものであろう。さらに水田農業の場合には、沢地の灌漑排水整備および圃場整備水準が低いという土地改良投資の遅れは、他の地目以上に耕地条件の土地利用への規定性が強く働き、また集落農業構造への規定性もあると考えられる。以上のよ

1) 七戸長生「日高・胆振の農業構造—分断の構造の克服—」(北海道農業構造研究会編「北海道農業の切断面—その構造と特質—」, 昭和61年5月)。

うに、沢地水田農業は耕地条件と集落構造の二つの面で、平坦部水田農業と大きな差があり、そこでの土地利用の再編方向は異なっていると考えられる。

耕地条件あるいは集落構造の農業経営展開なかんづく土地利用展開に与える影響の大きさは、従来から議論されてきたところであるが、本稿では、集落農業構造の基礎条件として耕地条件を位置づけることで、両者の土地利用展開に与える規定性を一つの実像として明かにしようとするものである。

当然のことであるが耕地条件は地域によって様ではない。したがって沢地固有の耕地条件に基づくものか否かの判別は、一つの事例では困難である。そこで、分析対象として、旧開稲作町村に属し優等地的性格を持ち農家の個別性の強い厚真町 T 集落と、逆に戦後開拓集落で限界地的性格を持ち営農集団活動の活発な北竜町 I 集落を取り上げた²⁾。この二つを取り上げたのは、対極をなすような農業展開を示す二集落の比較から、沢地の耕地条件の集落農業構造および土地利用展開への規定性を明かにしようと考えたからである。

2. 沢地水田地帯の水利構造と土地利用—厚真町 T 集落—

1) 厚真町農業の概況と T 集落の特徴

分析対象とする T 集落の属する胆振支庁厚真町は厚真川とその支流域に開け、道南旧開農業地帯の一角を形成する。昭和40・45年には連続して産米改良表彰を受けるなど「厚真米」で知られた米どころで稲作の優位性が高かった。50年代に入って水稻単収が停滞し、一方で道営・国営事業のほか自力開畑により畑地が増加し、水田率が75.6%という田畑作地帯となっている。この畑地に約38%の転作（他用途米除く）を加えると、全耕地に対する水稻作付率は約44%、農業粗生産額中の米の割合は約41%となり、かつての水稻の圧倒的優位は無くなっている。畑作の中でも野菜の商品化は苫小牧に近い町南部の集落で40年代より個別的に始まったが、近年農協により重点品目を設定した産地化が図られている。このように水稻と畑作の複合生産が地目構

2) 厚真町調査資料は、北海道大学農業経営学教室が北海道農地開発部の委託を受けて昭和62年9月に行った「水田整備対策調査」による。また北竜町調査資料は北海道農業研究会が北海道農政部の委託で、昭和63年12月に行った「農業経営改善基盤整備調査」によるものである。

成・作目構成両面で志向されている町である。苫小牧に隣接し苫東開発の影響もあって兼業率が高く、専業農家率は36.7%である。転作は道央中核地帯と比較すると小麦が少なく豆類の割合が高いが、依然として飼料作の割合が高いことも注目される。豆類転作の多さは、豆作適地というよりも小麦不適地であるという側面が強く、土地改良投資の遅れから排水不良田が多く、耐湿性の強い大豆が志向されているためである。

以上の諸特徴に加え、開田が沢地より徐々に進められたという歴史的経過と土地改良事業の遅れで、水利組織は旧来の用水組合を基本とし、現在33の用水組合を土地改良区内に抱えているという点も大きな特徴である。うち9組合は厚真川本流に頭取工を持つ管理組合であるが、その灌漑面積シェアは57%に過ぎない。残り4割強の耕地は厚真川支流域24用水組合の管理下であり、その特徴は小規模取水施設が多いことである。支流に設置されている取水施設は揚水機4、小揚水機120、井堰（水利権設定上は頭取工）319の計423施設にのぼる。

荻間は水稻単収動向から厚真町農業を、山間・平坦・沿海の三地帯に区分している³⁾。この地帯区分に従い各地帯の農業特性を整理したのが表1であ

表1 厚真町農業の地帯構成とT集落の特徴

(単位、a、%、kg)

	平均耕地面積 a	兼業農家割合 %	転作率 %	転作の構成%						水稻単収 50~60 平均
				小麦	豆類	甜菜	馬鈴薯	野菜	飼料作物	
全町	585.2	63.0	37.9	23.3	39.4	4.6	1.5	1.9	26.7	331
山間	675.4	60.9	36.8	23.7	40.6	6.4	0.4	1.5	18.3	356
平坦	543.5	79.4	35.7	32.0	38.8	4.8	2.1	3.5	20.8	345
沿海	585.2	43.0	42.7	12.5	38.6	2.2	2.1	0.6	43.3	327
T集落	516.0	66.7	34.2	19.6	27.0	4.3	0.8	2.4	44.8	381

注1) 転作関係は厚真町役場「農業経営実態調査」、水稻単収は農業委員会資料による。

2) 地帯区分は荻間昇「厚真町における米単収動向の特徴と課題」(北海道農地開発部耕地計画課【水田整備対策調査報告書】昭和63年3月)による。

3) 荻間昇「厚真町における米単収動向の特徴と課題」(北海道農地開発部耕地計画課【水田整備対策調査報告書 胆振支庁厚真町】、昭和63年3月)。

るが、水稻単収以外にも地帯ごとに特色を持っている。ここで分析対象とする T 集落の属する山間（沢）地帯は、米単収の高い稲作優等地である。また近年丘陵部で開畑進んでいることもあり経営面積が最も大きい。一方で兼業農家率は他地帯より高く農家間の分化が激しいことがうかがわれる。転作は豆類が多く小麦が少ないという町の特徴を沿海部に次いで示している。

T 集落は他の山間部集落とはやや異なった特徴を示している。T 集落は厚真町水稻発祥の地でもあるが、水稻単収が際だって高く、沢地の優等地的性格を強く示す。そのため農家戸数が減少せず一戸あたり耕地面積は516 a と極めて小さく、山間部平均675 a との差が大きいくだけでなく、最小の平坦地帯平均にも及ばない。転作では飼料作物の構成が極めて高い沿海部に似た構成を示すが、麦類転作の高さあるいは野菜類の多さは山間部全体と共通するものである。

耕地条件について概述すると、厚真川支流の N 川最上流部に位置し、同川とさらにその支流にそって東西に細長く水田が存在する。現在水田面積 130 ha、畑面積 20 ha 程であるが、同集落の丘陵部を中心に厚真・鶴川 2 町にまたがる国営農地造成事業が行われており、同集落内では 9 戸が 53.8 ha の畑地造成を申し込んでいる。前述のように小規模の個別的水利が町内流域の特徴だが、T 集落はこの点でも典型的である。表 2 に示したように、T 集落内で水利権が設定されている井堰の灌漑規模は小規模であり、また関係戸数が少ない。井堰が板や土のうの簡易施設で流動性が高く、各農家の保

表 2 水利権設定面積別井堰数

(カ所, 戸)

水利権 設定面積	N 川		支 流		計	
	井 堰 数	関係戸数	井 堰 数	関係戸数	井 堰 数	関係戸数
1 ha未満	—	—	11	11	11	11
1～2 ha	—	—	5	6	5	6
2～3 ha	3	5	1	1	4	6
3～4 ha	3	3	3	5	6	8
4～5 ha	4	6	1	1	5	7
5～7 ha	2	5	—	—	2	5
7 ha以上	3	9	2	3	5	12
合 計	15	28	23	27	38	55
平 均	4.7ha	1.9	1.7ha	1.2	2.9ha	1.4

注 1) 厚真町土地改良区「水利施設許可関係内訳書」より集計。

2) 昭和63年9月現在である。

有する団地ごとに井堰が設営され、団地ごとに完結する水利体系がとられているのである。土地改良は、昭和40年以降に町費圃場整備事業（46年）、団体営客土事業（49年）、団体営暗渠事業（50年）と3回小規模事業が行われたが、実施面積はそれぞれ77 ha、69 ha、59 haにすぎない。圃場整備事業は実際には区画整理にとどまり、用排水未分離圃場がほとんどである。

T集落でも40年代から畑地で（馬鈴薯一大根）という二毛作で野菜生産が苫小牧市場向けに始まり、57年にT野菜振興会が組織され生協との産直や、直売所での販売を行っている。

2) 農家層の分解と土地利用の分化

T集落の平均面積の小ささは同集落における離農の少なさに起因する。ところで、表3は生産調整政策が緩和されてほぼ水稻単作状態に復帰した昭和50年を起点にし、水田利用再編対策以降の農家の対応と、その結果の農家群の分化を主眼に作成したものである。この表からT集落で生産調整強化の下で起こった農家層の分解は、下降分解が主として経営耕地縮小による在村兼業という形を取ったということが示される。これが離農の少なさとなって現れたわけである。このような縮小パターンには、同町が苫東関係で比較的安定的な農外就業の機会に恵まれていることが影響している。

こうした分解の結果、昭和50年時点には兼業農家は32戸中11戸（34%）と少なく、耕地面積階層は4 ha層が14戸とモードでその上下1 ha以内層に9割が集中する均質な農家構成を示していたのが、61年には大きく3つのグループに分かれている。その分解の特徴は経営規模の伸縮と転作対応に関連が認められ、土地利用の分化を伴って進行したことである。

この10年あまりの間に面積を縮小した農家群（Ⅲ-3、Ⅳ、Ⅴ）は1戸を除き転作率が50%以上で、うち4戸が全転である。また高齢農家の一戸を除けば2種兼農家となっている。この間に就業形態を農外に大きくシフトさせた農家はその土地利用を粗放化させ転作すると共に、耕地を縮小してきたのである。転作内容は飼料作が多く、先にみたT集落の飼料作の高さは、この農家群の転作対応によっていたのである。ほとんど面積の変化無く3~6 ha層にとどまった農家群（Ⅲ-1、2）は、逆に転作が皆無または非常に低率という特徴を持つ。

表3 経営面積と転作率の変化

(単位：人，a，%)

	農家番号	専業		基幹 従業者	耕地面積 a				転作率%			転作の作付構成 (61年) %					野菜 振興 員	開 業 参 加			
		61	50		61	(畑)	57	50	増 50-61 減 a	61	57	50	面積 a	麦類	豆类	甜菜			野菜	飼料	
10ha～ (Ⅰ)	2	0	1	3	1,236	225	1,205	540	696	12.3	52.9	9.1	124	—	56.5	—	43.5	—	—	○	○
	4	1	0	3	1,007	110	805	631	376	16.7	25.6	0.0	150	45.3	54.7	—	—	—	—	—	○
	1	0	0	3	2,565	1,405	1,129	514	2,051	48.4	60.2	0.0	562	10.7	—	—	—	89.3	—	○	○
	3	1	0	3	1,025	20	613	673	352	36.7	8.3	0.0	369	100.0	—	—	—	—	—	○	○
6～8ha (Ⅱ)	5	1	0	2	787	26	749	537	250	23.7	30.0	16.3	180	—	90.0	—	10.0	—	—	○	○
	6	0	0	3	748	181	878	489	259	20.5	43.5	0.0	116	90.5	—	9.5	—	—	—	○	○
	8	0	0	2	606	22	771	433	173	24.8	57.0	0.0	145	40.0	60.0	—	—	—	—	○	○
	7	1	1	3	609	66	680	599	10	67.0	50.9	0.0	364	—	—	—	—	100.0	—	○	○
3～ 6ha (Ⅲ)	9	0	0	3	599	50	587	629	-30	0.0	8.0	0.9	—	—	—	—	—	—	—	○	○
	11	1	1	2	508	20	452	490	18	0.0	17.2	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	13	1	0	2	451	40	405	461	-10	0.0	0.0	4.1	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	15	0	1	2	435	15	420	465	-30	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	17	1	1	1	397	20	377	400	-3	0.0	13.4	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	20	1	0	2	369	5	239	443	-74	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	16	1	0	3	415	5	389	498	-83	4.6	0.0	14.2	19	—	100.0	—	—	—	—	—	○
	12	1	0	2	453	18	432	473	-20	5.3	11.1	0.0	23	—	100.0	—	—	—	—	—	○
6ha 以下 (2)	10	0	0	4	526	26	509	572	-46	6.8	11.4	2.7	34	—	100.0	—	—	—	—	○	○
	18	0	0	2	387	26	414	397	-10	7.5	15.7	0.0	27	—	33.3	—	66.7	—	—	○	○
	21	0	0	1	346	11	399	356	-10	23.0	22.4	0.0	77	—	74.0	—	26.0	—	—	—	○
	22	2	1	1	331	0	301	478	-147	56.5	100.0	9.1	187	73.3	26.7	—	—	—	—	—	○
1～3ha (Ⅳ)	14	0	0	1	451	23	392	390	61	85.4	100.0	2.9	351	—	14.2	—	4.0	81.8	—	○	○
	19	2	1	0	369	13	393	495	-126	86.8	8.6	0.0	309	—	—	—	—	100.0	—	○	○
	23	2	1	1	198	10	200	556	-358	85.6	100.0	0.0	161	—	—	—	—	—	100.0	○	○
	24	2	0	0	177	23	153	462	-285	79.9	82.7	1.4	123	91.1	—	—	—	—	8.9	○	○
1ha以下 (Ⅴ)	25	2	1	0	124	0	105	132	-8	100.0	100.0	0.0	124	—	—	—	—	—	100.0	○	○
	26	2	1	0	102	10	10	356	-254	100.0	—	0.0	92	100.0	—	—	—	—	—	○	○
	27	2	0	0	56	30	45	461	-405	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	○	○
	28	2	0	0	40	5	41	365	-325	100.0	100.0	0.0	35	—	—	100.0	—	—	—	○	○
離農	29	2	0	0	12	12	142	480	-468	—	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	○	○
	30		0				27	313	-313	—	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—	○	○
	31		0					679	-679	—	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—	○	○
	32		2					61	-61	—	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—	○	○

注1) 厚真町役場資料による。

2) 専業業別の記号は，0：専業，1：第1種兼業，2：第2種兼業。

3) 基幹労働力の欄で*のついているのは，家族内に60才以下の男子がいないことを示す。

4) 転作の作付構成のうち，野菜には食用馬鈴薯を含み，*印は果樹(ハスカップ)である。

面積を拡大して6 ha以上に到達した農家群（Ⅰ，Ⅱ）では、両者の中間的な転作率であり、その内容は麦・豆類が多く甜菜や野菜の作付もあり集約的である。畑地の保有も比較的多く、野菜振興会の中心となっているのがこの階層であるという点でも、T集落の土地利用再編はこの層を中心的な担い手としているといつてよい。

経営耕地縮小層の高転作率は兼業化と結びついたものであるが、Ⅰ・Ⅱ階層の高転作率は何に規定されるのであろうか。起点とした50年から農家間の転作率差が最も拡大した57年までの耕地面積の変化と57年の転作率の関係をみると、耕地面積の拡大が転作率の上昇につながっている。57年から61年にかけても同様である。このように、Ⅰ・Ⅱ階層の土地利用は規模拡大の内容、なかんずく拡大耕地の利用内容に関わっているとみられる。次にそれを検討することにしよう。

3) 水利条件と団地的土地利用

表4は、昭和62年9月に聞き取り調査を行った9戸について、圃場ごとの作付方式を整理したものである。調査農家は、Ⅰ・Ⅱ階層が5戸、Ⅲ階層が4戸である。Ⅰ・Ⅱ階層のほとんどが借入地を持ち、この階層の規模拡大が借入によることを示している。61年との変化はⅢ-3階層の21番農家が、貸付農家（Ⅴ階層）に移行したこと、転作率の差が縮小しⅢ-1階層の9・13番農家でも転作が行われ、逆に借入農家では水稻面積が増加したことである。さらに、Ⅰ・Ⅱ階層の大半がかなりの面積の畑地を耕作しており、畑地の貸借も存在していることが聞き取り調査で明かになった。

この表を水田の団地ごとに利用形態差に着目してみると、田畑輪換が非常に少なく転作利用団地・圃場が固定されているということと、それと関わって借入地は転作利用が圧倒的であるという傾向が見いだされる。

借入地の転作利用の要因は、まず貸借関係に求められる。同集落の58年までの農地移動を分析した井上によれば、50年から56年まではヤミ小作の形で農地移動が増加していたことが確認されている。つまり、兼業深化した2種兼農家の転作地のかなり部分は実際には貸付されていたのである。ヤミ小作では地主が耕作者として転作奨励金を受け取るので、実地確認の要から借地は転作利用されざるを得ない。57年からヤミ小作は利用増進法に乗せられるようになるが、以降も利用形態は引き継がれ「貸借はほとんどが転作田で結

表4 団地別の作付方式

(単位: m, a)

	農家 No	地 目	自作 田	団地 No	距離 m	面積 a	作付方式または作付作物			
I	2	田	自	I	50	54	スイートコーン, カボチャ, メロン			
				I	50	100	水稻連作			
				IV	150	456	〃			
				V	200	206	〃			
				VI	800	125	〃			
				借	III	150	35	小麦x2-甜菜-豆x2		
	畑	自	自	I	50	30	採草放牧			
				V	200	10	小麦, 馬鈴薯, 小豆			
				II	50	125	スイートコーン-馬鈴薯-小麦-甜菜-豆			
				V	200	10	〃			
				借	III	150	108	〃		
				3	田	自	I	10	355	水稻連作
II	1,500	281	〃							
III	2,500	240	大豆, 小豆							
		129	牧草							
5	田	自	I				10	607	水稻連作	
								44	甜菜→豆→馬鈴薯・小麦	
			借	II	800	111	甜菜→豆→小麦			
	畑	自	自	I	10	111	スイートコーン-馬鈴薯-カボチャ			
				6	田	自	I	10	164	水稻連作
							II	1,000	287	〃
借	III	2,500	39				(牧草)→水稻			
畑	自	自				156	スイートコーン-豆-小麦			
						11	スイートコーン-馬鈴薯-甜菜-小麦			
			II		1,000	10	〃			
			I	10	50	甜菜, 馬鈴薯-大根, カボチャ				
			借	VI	6,000	40	小豆, 馬鈴薯			
			II	8	田	自	I	50	379	水稻連作
II	1,500	60					〃			
IV	2,500	79					〃			
		92					(牧草)→小麦			
		66					甜菜-豆-小麦			
田	借	III					1,500	94	〃	
畑	自	借		I	50	10	カボチャ, 大根, スイートコーン			
				V	4,000	100	〃			
				9	田	自	I	10	455	水稻連作
									94	水稻→豆
							畑	自	I	10
					13	田	自	I	10	250
		78	水稻→豆							
III	田	自	I					10	59	水稻-豆x2
			II	20	351	水稻連作				
			借	III	2,000	45	牧草			
			21	田	貸			30	(水稻連作)	
						II	10	13	大豆, スイートコーン	
						III	100	37	水稻連作	
III	畑	自				I	10	37	大豆・小豆, スイートコーン, 馬鈴薯	
						III	100	10	〃	

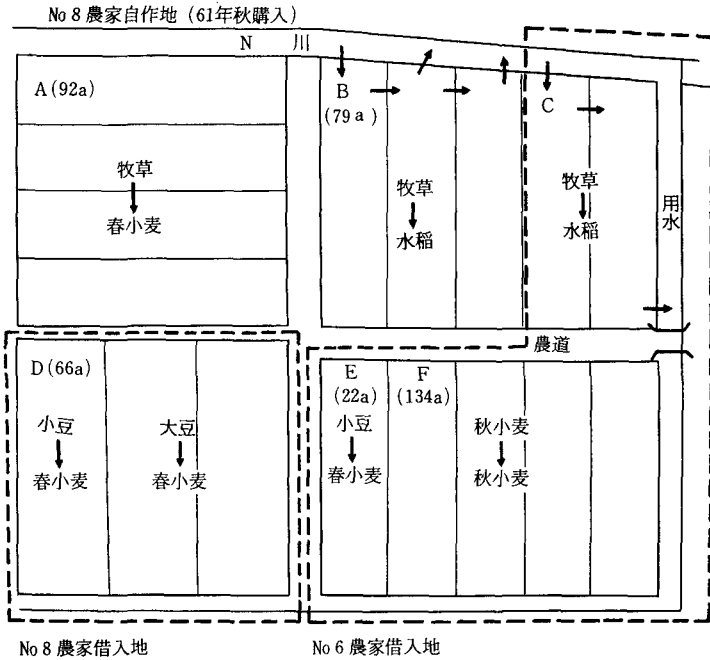
注1) 聞き取り調査(62年9月実施)より作成
 2) 土地利用で, “-” でつないだものは作付方式を示し, “→” は作物変更,
 “,” は定型の方式を持たない圃場での作付作物を示す。

ばれ」の状況が生まれたのである。こうした貸借の成立理由は、地主に即していえば水稲作の標準小作料よりも転作奨励金の方が高いこと、借り手側にすれば無地代の借地が手に入ることであるとされており、この基調は現在でも変わっていない⁴⁾。

制度的賃貸借へ移行しても借入地が転作利用に固定されているのは、何故であろうか。これには、個人毎に団地毎に井堰を設営し管理する水利体系で、水田のほとんどが用排水未分離であるという T 集落の耕地条件が大きく影響している。湛水利用田が分散することは、用排水分離圃場体系であっても、水管理労働の分散によるロスが大きいが、この地域ではさらに井堰の管理・維持作業が付け加わるためである。このことは、団地毎にみた場合に湛水利用と転作利用の両方が行われている水田団地は、各農家とも 1 団地に限られている点に端的に現れている。加えて転作の団地加算も大きな要因の一つである。自在に転作圃場を設定できない用排水未分離圃場では、用排水分離圃場のように転作圃場を橋渡しして団地化していくことは困難である。従って、団地として適度なまとまりを持つ貸付農家の全転作圃場が、転作に固定されがちになるのである。これは、復田についても同様であり、用排水未分離で農家の団地毎に完結した水利組織という水田の構造が、実は借地の転作固定を規定しているのである。

図 1 は、表 4 の 6 番農家のⅢ団地と 8 番農家のⅣ団地の事例である。この団地の貸し手は 31 番農家で、53 年より貸付を開始している。水利権は 8 番農家の名義で設定され（設定面積 491 a）、団地全体で一つの井堰から取水することになる。この団地の土地利用の変化は 62 年に起こった。61 年までの借り手は集落外農家（A、B、C）、8 番農家（D、E）、6 番農家（F、この他に隣接して 11 a あり）であった。62 年春、貸し手の 31 番農家は一部を売却することにし、集落外農家は借入を中止、8 番農家が A・B を購入し、6 番農家は 63 年春の購入を前提に C 地を借り受けた。それに伴い借地 E の借り手が 6 番農家に変更になり、借地の団地が図られた。この拡大と転作面積の集落内配分の変更で水稲作面積枠が増えたことから、6・8 番農家は B

4) 井上裕之「北海道水田地帯における農地賃貸借の諸問題」（北海道農業試験場【北海道農業試験場研究資料】第 24 号、昭和 59 年 3 月）。



- 注 1) →は用水の流れを差す
 2) 作物は (61年作付) → (62年作付) を示す。
 3) A. B. Cは集落外農家が61年まで借入
 4) Eは61年までNo 8 農家が借入

図1 借入地の復田事例

・ C地を復田した。B・C地選定の事情は次の通りである。この団地を部分的に復田しようとする時、A、B・C、D、E・Fの4つに分けてその一部を使うことが考えられる。しかし、D、E・Fを復田するためには、取水口からの用水路をA、B、Cに通すことになり、浸透水問題が発生するので、A、B・Cが復田可能地となり、6番農家の復田圃場はCとなる。8番農家がAを復田すると、同一の井堰から取水するのでBに用水路が通り、B地へは用水路とC地から水が浸透することになるので、8番農家も復田圃場はB地しか選択できないのである。この復田事例は、現在ではきわめて特殊な事例でもある。というのは、この2戸は水稻育苗～移植まで共同で行っており、田植時期の水管理を共同で行えることが復田を可能にしたか

らである。

このように、耕地条件によって転作地の選択が極めて限定されているのが、T集落の特徴である。一つの水利系統内の耕地利用は限定されざるを得ない。転作圃場は団地内でも上流（高い）の圃場から行わなくてはならず、湛水利用は逆に下流（低い）の圃場から行なわなくてはならない。この逆は不可能であり、一つの団地を複数の耕作者が借り受けた場合には、その調整の難しさから利用形態が固定される傾向を生むのである。従って、借入地が転作に利用されるのは、先に述べた貸借条件が耕地条件によって強められた結果であるとみることができ、その利用の自由度を高めるには耕作者（借り手）側の組織化が必要とされているのである。

先の事例はまた、農地移動の基調が貸借であることに関して、団地の不分割性という問題を提起する。団地の分割売買には、用水路変更などの土地改良投資を必要とするため、有償移動が難しいのである。

表4に戻って、借入地と自作地の利用形態差についていえば、転作では野菜の導入を巡って差異がみられる。これは、借地の実払い小作料が多くの場合特定作物転作奨励金となっているためである。しかし、借入地においても一定の作付順序を形成しようとする動きは注目されてよい。転作地固定下では、地力問題から輪作を志向せざるを得ないためであり、逆にいうと輪作を確保するだけの畑作面積を確保することが必要になる。Ⅰ・Ⅱ階層が積極的に借地拡大しているのはそのためであり、転作地の他にも畑地を保有することが多品目導入の条件となっている。輪作を一定程度可能にする経営条件を保有し、水稻+畑作の複合化を強く志向した農家が借地で拡大し得たのである。そのため、農家層の分化が激しくなるとともに、土地利用では借地拡大上層では集約転作化と田畑作化が同時進行し、下層の転作は永年性牧草に特化するという違いが現れているのである。

3. 戦後開拓沢地の営農集団活動と土地利用—北竜町Ⅰ営農集団—

1) 北竜町農業の概況とⅠ集落農業の特徴

本節で分析対象とするⅠ集落は、空知支庁北竜町に属する戦後開拓集落である。北竜町は、昭和40年代後半から全町的に営農集団化を進めたことで有名であるが、Ⅰ集落も例外ではなく、むしろ町内でも営農集団活動を活発に

進めた集落である。この点で前節で取り上げた T 集落とは対象的である。I 集落で営農集団化が積極的に進められた要因は、戦後開拓集落であり40年代の「稲作近代化」に必要とされた投資を個別に行えるだけの蓄積が無かったことが大きく影響している⁵⁾。さらに、全耕地面積70 haあまりで道営圃場整備事業の要件を満たさず、単独融資事業で行わざるを得なかったことは更に機械導入を困難にした。また、単独融資事業によって行ったことは、用排水未分離でかつ圃場区画面積のばらつきがきわめて大きいという耕地の特徴をもたらしている。

表5は、北竜町農業の地帯構成とI集落の特徴について示したものである⁶⁾。北竜町の平均面積は678 aと北空知の中では最大だが、町内の地帯差

表5 北竜町農業の地帯構成とI集落の特徴

(単位：a, %, kg)

	平均 耕地 面積 (60) a	兼業 農家 割合 %	転作の構成 (62年) %						水 稲 単 収 58-62 平均 kg	
			小麦	豆類	そば	飼料 作物	甜菜	ひま わり		野菜
全町	678	57.6	48.8	19.6	2.8	13.7	3.0	4.5	7.2	491
北部平坦	811	57.9	48.1	17.2	4.5	14.3	3.0	6.1	6.5	485
南部平坦	574	56.1	56.0	17.9	0.5	9.9	3.0	2.9	9.4	506
北部沢	614	62.1	29.7	21.0	6.6	29.1	2.6	5.8	5.3	467
南部沢	531	52.2	40.5	34.2	0.2	14.5	3.6	1.6	5.3	481
I集落	613	33.3	4.3	31.8	2.0	43.0	0.0	9.7	9.2	478

注1) 平均耕地面積・兼業農家割合は『農業センサス』、転作構成・水稲単収は北竜町役場資料による。

2) 地帯区分は仁平恒夫「北竜町農業の地域構成と営農集団の展開」(北海道農業研究会【北海道農業】No11, 1989, 11)に従った。

が大きく、町平均面積を越えるのは北部平坦地域だけであり、他の地域は平均以下である。北部沢地域は北部平坦に次ぐ耕地面積規模を持つが、水稲単収水準は町内の最低である。兼業農家率は、町平均が57.6%で地帯毎の大きな差はないが北部沢が最も高くなっている。I集落は北部沢に位置するが、

5) 西村直樹「営農集団と構成農家」(北海道農業研究会【北海道農業】No11, 平成元年11月)

6) 仁平恒夫「北竜町農業の地域構成と営農集団の展開」(同上)

兼業農家率は低い。転作の構成をみると、町平均では小麦が約半分を、残りの3割を豆類と飼料作物が占める。町の特産であるひまわりが約5%、メロンを中心とする野菜が7%と一定の地位を占める点に加え、そばが依然として残っている点に特徴がある。地帯別にみると、沢地より平坦部、北部より南部で小麦の比重が高く、逆に飼料作物・そばの比重が低いという傾向が存在する。北部と南部、平坦部と沢地の自然条件差の影響が大きく、北竜の沢地は雪解けが遅く、小麦は適作物では無いのである。小麦単収水準（56～63年平均）は南部平坦311 kg、北部平坦266 kg、南部沢261 kg、北部沢233 kgとなっている。I集落は北部沢の中でも、飼料作の割合が極めて高く、小麦の作付が殆ど無い。ひまわり・野菜の作付率が高いという際だった特徴を有している。

2) I集団構成農家の土地利用分化⁷⁾

I集落到に所属する農家は現在11戸であるが、1戸は全面貸付で耕作していない。残りの半数5戸が参加する共同耕作地があり、営農集団内では独立して構成員として数えられている。営農集団はトラクター部とライスセンターからなり、大半の農家が加入している。

集団の構成員の分化は経営耕地階層ではあらわれていない。表6にみるように、農外就業および労働力保有に階層性がみられず、転作作物についても同様である。農家間の格差の大きい転作率も階層性を持たない。このように就業状況および土地利用の両面で階層性がみられないのは、前節のT集落と大きく異なる点である。これは営農集団が小規模農家に対して大きな補完機能を持つことから、農家の営農意欲が農業経営のあり方をより強く規定するためとみられる。というのは、表で区分したように共同耕作の参加の有無が就業形態、土地利用の違いに強く関わっているからである。まず、就業形態からみると共同耕作参加農家5戸のうち農外就業は1戸にすぎないが、非参加農家では5戸中3戸（貸付農家も含めれば4戸）で基幹的労働力が農外就業している。土地利用についてみれば、共同耕作参加農家では、そばの作

7) 北竜町の平坦部集落の耕地条件と土地利用の関係については、拙稿「土地利用再編問題と営農集団の機能」（前掲【北海道農業】No11）を参照のこと。なお第3節は同稿の一部を加筆訂正したものである。

表6 63年の就業状況と土地利用 (61~63年平均)

(単位:人, a, %)

農家No	農従者 基幹	兼業 従事者	業 A	経営耕地 合計	畑地	転作 率 %	転作の構成%								
							面積	小麦	豆類	野菜	ひまわり	飼料作物	そば		
共同耕作参加	1	2	1	—	1,866	400	60.2	882	33.9	39.2	22.9	11.5	2.5	—	
	3	2	2	—	633	—	28.0	177	13.6	41.2	5.6	20.3	18.6	—	
	5	2	—	A	637	—	8.2	52	—	13.5	86.5	—	—	—	
	8	2	—	—	570	—	8.8	50	—	—	60.0	40.0	—	—	
	9	2	—	—	390	—	100.0	390	—	27.4	28.5	21.0	23.1	—	
共同	—	—	—	563	—	16.9	95	45.3	—	—	—	—	54.7	—	
非参加	2	3	—	—	740	90	22.0	143	—	23.1	—	37.1	—	39.9	
	4	2	—	A	457	—	5.7	26	—	—	—	—	100.0	—	
	6	2	1	A	605	—	21.8	132	—	—	80.3	—	—	19.7	
	7	1	2	—	564	—	12.9	73	—	—	—	—	—	94.5	5.5
	10	2	1	C	380	—	30.5	116	—	19.0	—	—	—	74.1	6.9

注1) 聞き取り調査(昭和63年12月実施)より作成

2) 基幹労働力は農業従事日数 150日以上, 補助労働力は 150日未満で農業に 1 日以上従事したものの。

3) 記号はA: 経営主世代の男, A': 経営主世代の女, C: 後継者世代の男, C': 後継者世代の女を示す。

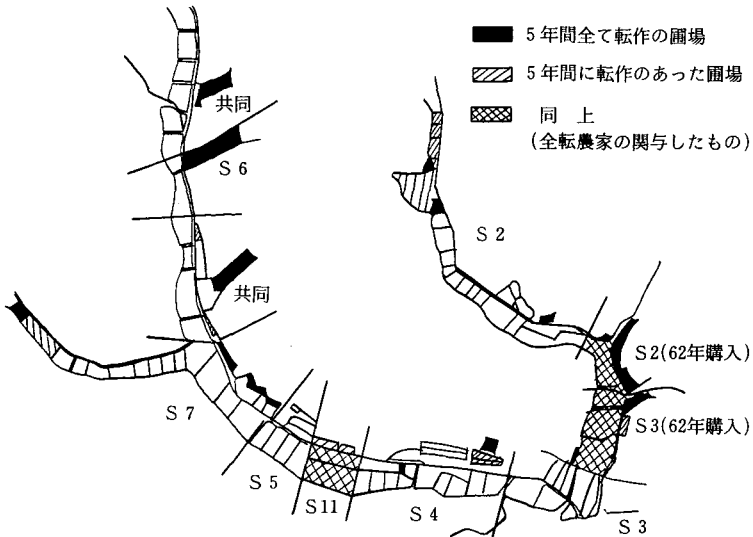
4) 畑地は自家野菜畑および育苗畑を除く。

付はなく飼料作の作付割合も低く, 野菜・甜菜・豆類を中心として小麦の導入も図られている。これに対し, 非参加農家ではそば・飼料作物の比重が高く, 依然として旧来の捨て作り転作の状態にある。共同耕作地の作付は小麦と飼料作であり, 共同耕作地が集約転作の直接の契機では無いことが示されるように, 共同耕作参加の有無という営農意欲なり志向の違いがここに強く現れたとみるべきであろう。

3) 水利・圃場区画と転作利用

次に, 耕地条件と土地利用の関係を検討していく。図2はI集団が所在するI沢の上流部の過去5年間の転作利用地を示したものである。右岸には比較的平坦で河川から取水する大区画水田, 左岸は高台のため池・沢水灌漑(用水費負担無し)による小区画の棚田となっている。全転農家が関与していない転作地はこの左岸の高台と, 小沢の棚田に集中しており, 大区画の右岸では転作は行われていない。また, 5年転作利用圃場とそれ以外の圃場を比べると転作利用地が地続きで拡大縮小している。また, 右岸水田の転作は, 全転農家の場合に限られている。用排水未分離のI沢でも水利によって転作地

沢地水田集落の農業構造と土地利用



注1) 北竜町役場「転作圃場確認図」(各年)より作成

図2 I集落上流の転作利用(S59~63)

表7 転作利用年数別圃場数(59~63年) - I集落 -

	転作なし	1~2年	3~4年	5年	計
10 a 以下	7 11.7%	3 5.0%	11 18.3%	39 65.0%	60 100.0%
11 ~ 20 a	45 50.6%	10 11.2%	10 11.2%	24 27.0%	89 100.0%
21 ~ 30 a	20 45.5%	7 15.9%	13 29.5%	4 9.1%	44 100.0%
31 ~ 50 a	40 67.8%	4 6.8%	8 13.6%	7 11.9%	59 100.0%
51 a 以上	13 86.7%	—	2 13.3%	—	15 100.0%

注1) 図2と同じ。

が決定され、固定的になっていることがわかる。こうした土地条件では転作面積の拡大・縮小は用排水系で分けられる圃場群ごとに行われることになり、転作率変化への連続的対応が困難となり農家間の転作率格差は必然となるのである。

加えて表7からは、転作地の決定要因として圃場区画の大きさもあること

が指摘される。10a以下の圃場の3分の2がこの5年間転作に固定され、全く転作されなかったのは1割に過ぎない。圃場区画が大きくなるにしたがって転作利用が減り、50a以上の大区画圃場では転作利用は1割強にとどまる。この小区画圃場の転作に飼料作が多くなっている。

以上のように個々の圃場条件差が大きいことから、配分される転作面積を個別的に消化し年々変化する配分へ対応することは、用排水分離圃場の町平坦部と違って困難である。従って、集団に配分される転作面積の消化と農家間の調整問題が大きく発現してくる。I集団では、とも補償によって離農に向かいつつある農家の所有地を転作ファンドにして、一部の水稻志向農家に稲作面積を確保するという対応をとってきた。表8に見られるように、全転農家が出現した55年から、転作率の農家間格差が拡大している。全転または

表8 I 集団構成農家の転作率の推移

農家	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
4	10.9	17.0	18.9	27.9	17.0	21.9	17.0	14.2	14.2	5.7	5.7	5.7
5	11.6	9.7	17.7	18.0	23.4	23.4	18.0	4.2	0.0	0.0	6.1	8.2
8	15.0	19.9	20.1	30.9	35.2	33.7	33.7	29.5	3.5	3.5	8.8	8.8
7	13.5	22.4	21.4	25.6	35.5	26.5	26.5	21.8	12.9	12.9	12.9	12.9
1	13.8	10.8	20.0	28.1	32.0	32.2	26.9	16.6	4.4	4.5	17.6	17.6
6	11.7	11.7	18.7	20.8	16.0	20.7	32.9	27.3	25.1	21.8	21.8	21.8
2	23.0	15.2	16.4	28.5	16.8	21.1	10.5	11.5	3.8	3.8	16.2	22.0
3	13.7	13.7	19.0	19.0	19.0	19.0	13.7	21.1	9.0	1.8	26.7	26.7
10	21.0	21.0	21.0	27.2	34.5	34.6	28.5	30.5	30.5	30.5	30.5	30.5
11	14.6	20.1	19.8	30.5	34.1	34.1	34.1	26.4	57.5	100.0	100.0	100.0
9	10.5	22.9	22.9	22.9	23.6	20.9	62.3	94.9	100.0	100.0	100.0	100.0
12	11.4	18.5	18.7	100.0	100.0	100.0	99.0	100.0	100.0	83.0	-	-
13	9.0	24.4	20.2	19.9	27.3	36.7	-	-	-	-	-	-
14	10.2	16.6	16.4	3.9	-	-	-	-	-	-	-	-
共同	20.1	23.1	4.9	20.2	48.8	48.8	31.7	16.9	16.9	15.5	16.8	16.9
計	14.2	17.5	18.5	29.1	33.8	33.5	32.2	28.6	26.6	28.9	32.5	30.9

注1) I 営農集団資料による。

それに近い農家が3戸になった60・61年には、4戸が転作率10%以下と農家間の格差が最大となり、全転農家が離農した62年から逆に格差が縮小している。この離農農家の所有地は図2のS2・S3農家の62年購入地であるが、この図からは跡地取得後、用水・区画条件の良い圃場を復田したことが読み取られる。このように、全転農家の転作地をファンドに中核的農家の水

稲作付を確保するため、集団では超過転作面積10aあたり3,000円のとも補償を独自に行うほか、全転農家の転作作業を、集団の構成員に配分して受託をするという対応を取ってきた。

5戸の離農跡地の共同耕作は、水利条件から一筆ごとの所有権調整ができず、勢い団地毎の農地移動にならざるを得ない、という以上の状況に対応したものだといえる。拡大希望に対して公平に土地を分配する一方で、蓄積の乏しい集落内で団地取得による過度の土地負債を防ぐためである。T集落の転作地の貸借と共通する面を持つものだが、有償移動が基調なのは、I沢では在宅兼業機会に乏しく老後の生活環境としても劣悪であること。受け手の条件としては機械利用の集団活動により共同耕作が可能であることがあげられる。

4. 沢地の耕地条件と土地利用の方向

本稿では、厚真町T集落、北竜町I集落の二つの沢地集落を対象に、その農業構造の特色と土地利用の展開方向について検討をおこなった。

生産調整が強化された50年代の農家層の分解は、それ以前に離農が少なかった水稻優等地のT集落では激しく、兼業深化の農地貸付層と、その対極に借地拡大農家が出現している。戦後開拓のI集落では、40年代までに農家の離農が多発したが、営農集団活動の活性化した50年代に入って鎮静化している。

両集落の共通点は、転作率および転作作物の農家間格差の存在にみられる。転作率の格差については労働力欠如・兼業化などで、経営困難となった農家の耕地を転作ファンドとしている点が、共通している。沢地の土地利用には、用排水条件により圃場単位では調整困難で団地的になるので、転作面積の変動に対して個別農家で連続的調整が難しい、という耕地条件が強く影響するのである。この耕地条件は農地移動に際しては、団地の不可分割性として大きな制約を与える。その対応策が、T集落では標準小作料と転作奨励金の差額を利用したヤミ小作に始まる賃貸借であり、I集落では営農集団の機能に補完された共同耕作地であったのである。

土地利用の展開方向はT集落では借地拡大しながらの集約化、I集落では共同耕作に参加しての集約化として現れているが、集約化への耕地条件の制

約はともに大きい。T集落では、ヤミ小作時代からの借地慣行が借地転作地での集約作物の導入を阻害し、転作固定圃場で輪作形成が必要になっている。小麦作不適地のI集落では転作固定圃場が飼料作に向けられる。このような経営展開の隘路一作付作物選択の自由度の低さを打開する方向として、T集落では水田の利用形態はそのままに田畑作化によって、転作・普通畑を含めた輪作形成と普通畑での集約化をはかる動きが出てきている。I集落にも開畑可能地があるが、蓄積の乏しいI集落の農家は田畑作化には踏み出せないでいる。水田農業確立対策での団地加算から生産組織加算への変更による、作付圃場・作物の自由度が増大をてこに、町の特産になったメロンをはじめとする集約野菜を取り入れようとする方向が模索されているが、圃場条件から非常に困難であるのが現状である。

この2集落の土地利用展開の共通性は組織的活動に支えられていることである。T集落の借地拡大層は、野菜振興会を結成し自ら販路開拓に乗り出す一方で、転作組合の中心的担い手となっている。こうした組織基盤が畑地拡大を可能にしているのである。I集落も営農集団が共同耕作地の組織基盤となっている。

以上の様に、沢地水田農業の土地利用を規定しているのは、第一にその耕地条件であり、その上に展開する農地の所有・利用関係であった。その展開は著しく規制された自由度の乏しいものであり、それを打開するには、耕地条件の整備のみならず、担い手を支える組織的基盤が必要とされよう。